

祝5万人達成！新しい時代へ！ まい・あみ・まつり2024 の準備を進めています！



アミゴジュニア ビース

日 時：8月3日(土)・4日(日) 午後3時～9時
メイン会場：まい・あみ・特設ステージ および
まい・あみ・ストリート(通称)



アミゴジュニア さくら



左から、名誉顧問 野口雅弘(町議会議員)、実行委員長 小室秀敏、名誉会長 千葉繁(阿見町長)、
阿見町公式マスコットキャラクター あみっぺ

委員長あいさつ

まい・あみ・まつりは町の夏の一大イベントとして定着し、35回目の開催を迎えます。日本各地では、地震の発生や物価高など不安な日常が続いていますが、そのような中で、阿見町としては人口5万人を達成し、単独での市制施行を目指す明るい話題も増えつつあります。

このような新しい時代への転換期に、「祝5万人達成！新しい時代へ！」をテーマに、明るく楽しいまい・あみ・まつりの開催を目指しています。

皆さまのご来場、ご参加を心よりお待ちしております。

まい・あみ・まつり2024 実行委員長 小室 秀敏



「まい・あみ・まつり」
公式サイト



まいあみちゃん

人口と世帯

総人口 50,052 人 (+ 71)
男 性 24,957 人 (+ 24)
女 性 25,095 人 (+ 47)
世帯数 22,003 世帯 (+111)

5 月 1 日現在、常住人口ベース
※ () 内は前月比、総務課調べ

広報 あみ 6

2024
No.759

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページ
において町の
情報を発信してい
ます。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することがで
きます (通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-p.jp まで空
メールを送信していただくか、
右記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



主な内容

紹介します！
令和 6 年度の区長さん … 4

紹介します！
令和 6 年度の統計調査員さん … 6

祝 5 万人達成！新しい時代へ！
まい・あみ・まつり 2024 … 8

阿見町の子ども食堂 … 10

環境保全・補助金制度のご案内 … 12

今月の表紙

4 月 19 日、まい・あみ・まつり実行委員会の小室秀敏委員長が、
阿見町長を表敬訪問し、まつりの開催に向けて熱い意気込みを
語りました。

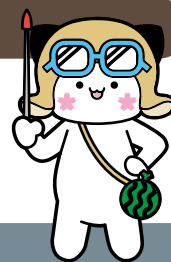
まい・あみ・まつりは、町民・団体・企業の有志で構成
される実行委員会で企画・準備・運営されます。阿見町の夏の
風物詩である「まい・あみ・まつり」を、今年も町民の皆
さんに楽しんでいただけるようにという想いで実行委員
の皆さんが準備を進めています。町民総参加による一大
イベントとして、阿見町を盛
り上げましょう！



令和初の市誕生に向けて！

第5回 市になると何が変わる？(その3)

前は、町から市になることで、福祉、選挙、議会の行政制度がどう変わるのか、現時点で明らかになっているものをお知らせしました。第5回では、町から市になったとき、町民の皆さまに直接関係することについて取り上げます。



変わる こと	気になること 心配されること	町の考え方
「阿見町」から「●●市」へ	新しい市の名前は「阿見市」になるの？	新しく市になった時の名称については、今後、町民の皆さまの意向を確認したうえで決定していきます。現時点では新市の名称は決まっておりません。
	市になると、住所変更など面倒な手続きが必要になるの？	多くの場合、手続きは不要ですが、手続きが発生するものもあります。詳しい内容は、現在調査中になりますので、今後の広報等でお知らせします。
	色々と準備するために多くの税金が使われるのでは？	公的施設や道路標識等の表示物の変更や電算システムの改修などで、一時的な経費は発生しますが、市で行う優れた行政サービスを提供するためには、必要な範囲の経費と考えます。
福祉事務所の設置	福祉事務所を設置すると何が変わるの？	生活保護に関する業務などにおいて、市になると直接業務が行えるようになり、より細やかな行政サービスの提供が可能になります。
	仕事が増えて、サービスの質が低下しないの？	ケースワーカーなどの専門職員を配置し、地域の実情や実態などを的確に把握し、より迅速な対応が可能になり、更なるサービスの向上が図れます。

市制施行 一問一答



よくあるご質問に簡潔にお答えします。

Q：阿見町が市になったら、茨城県で何番目の市になるの？

A：茨城県内では33番目の市になり、全国では令和に入って最初の市になる可能性があります。

広報に載せた情報はホームページでまとめています。



次号は「市制施行に関するこれまでのまとめ」についてお知らせする予定です。

／紹介します！／
**令和6年度の
 区長さん**

行政区・氏名（敬称略）

**阿見中
 地区**
 24 行政区



中郷西
 村山 秀雄



阿見台
 笹沼 栄



西郷
 宮本 一男



北
 湯原 忠之



宿
 仲川 國雄



西方
 湯原 薫



中央東
 大井 茂



中央西
 酒井 一彦



中央南
 豊島 繁



中央北
 糸賀 忠



鈴木
 鈴木 敏一



三区上
 中根 重則



三区下
 斎藤 健一



一区南
 川口 次男



一区北
 小林 信一



上郷
 大久保 正幸



富士団地
 山口 道子



大砂
 知久 薫



上吉原
 飯塚 尚志



中吉原
 吉田 壽和



下吉原
 高根 浩一



よしわら
 土田 博光



新山
 齊藤 久芳



福田
 木村 幹也

**朝日中
 地区**
 15 行政区



住吉
 小林 実



二区北
 南雲 明夫



二区南
 新橋 嗣男



一区
 倉持 清



上本郷
 宮本 将彦



下本郷
 深井 繁樹



本郷
 岡田 治美



シンワ
 鈴木 進

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 中根 島田 稔	 実穀 野口 力	 寺子 大木 功	 上小池 椎名 誠一	 下小池 大塚 芳夫	 上長 飯野 正己
 筑見 鈴木 実	竹来中 地区 28 行政区 ➡		 岡崎 佐藤 文夫	 中郷東 岩本 信義	 立ノ越 生田目 裕之
 新町 浅野 守章	 廻戸 山崎 新藏	 霞台 大野 好彦	 大室 山崎 孝一	 白鷺団地 出口 豊	 曙東 尾崎 勝男
 曙南 村野 定雄	 레이크サイドタウン 村木 貞之	 君島 岸根 直也	 大形 村岡 英夫	 石川 天田 廣司	 埴 松本 則男
 追原 小松澤 浩二	 上条 齊藤 秀幸	 飯倉 高崎 秀人	 飯倉二区 森本 光雄	 上島津 相澤 浩	 下島津 平岡 季一
 南島津 鈴木 明	 掛馬 小澤 敏行	 竹来 宮崎 邦則	 南平台一丁目 飯島 洋子	 南平台二丁目 高須 泰治	 南平台三丁目 西谷 桂子

紹介します！令和6年度の統計調査員さん

阿見中 地区

23 行政区



中郷西
岩月 邦雄



阿見台
笹沼 栄

令和 6 年度実施の主な調査

- ▼労働力調査（8月～令和7年2月）
- ▼2025年農林業センサス(令和7年1月～2月)
- ▼家計調査（令和7年1月～）

行政区・氏名（敬称略）



西郷
吉田 隆義



北
湯原 鉄也



宿
細田 正



西方
湯原 豊一郎



中央東
大谷 隆義



中央西
酒井 一彦



中央南
豊島 繁



中央北
糸賀 忠



鈴木
内海 喜春



三区上
倉持 克明



三区下
中村 昇



一区南
若林 敏一



一区北
村田 和夫



上郷
吉田 茂男



富士団地
富田 明



大砂
山田 昭一



上吉原
池田 喜伯



中吉原
中山 満芳



下吉原
宇都木 久夫



新山
寺田 達也



福田
木村 成美

朝日中 地区

15 行政区



住吉
江口 美清



二区北
塚原 和弘



二区南
中井 文子



一区
倉持 隆司



上本郷
宮本 康之



下本郷
下村 茂



本郷
鈴木 忠



シンワ
鈴木 進

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 中根 湯原 一茂	 実穀 中島 佳男	 寺子 新井 邦夫	 上小池 大澤 清	 下小池 登ヶ谷 幹男	 上長 川崎 友一郎
 筑見 高橋 典史	竹来中 地区 28 行政区 →	 岡崎 小林 一則	 中郷東 増田 榮一	 立ノ越 川村 誠	 青宿 山本 學
 新町 吉田 俊一	 廻戸 大谷 守	 霞台 藤沼 栄二	 大室 細沼 訓司	 白鷺団地 山本 一男	 曙東 尾崎 勝男
 曙南 糸賀 士	 レイクサイドタウン 山上 秀一	 君島 浅野 修一	 大形 渡邊 文雄	 石川 廣岡 三郎	 埴 田崎 幹雄
 追原 大塚 浩	 上条 廣瀬 隆	 飯倉 小泉 隆司	 飯倉二区 鈴川 聖一郎	 上島津 櫻井 博	 下島津 湯原 仁
 南島津 大久保 卓幸	 掛馬 柳生 倉夫	 竹来 吉田 靖男	 南平台一丁目 井原 俊英	 南平台二丁目 横井 祐介	 南平台三丁目 永井 澄恵

祝5万人達成！新しい時代へ！ まい・あみ・まつり 2024



日 時：8月3日(土)・4日(日) 午後3時～9時

メイン会場：まい・あみ・特設ステージ および まい・あみ・ストリート(通称)

『まい・あみ・まつり 2024』のテーマが『祝5万人達成！新しい時代へ！』に決定しました。今月号では、開催日時と実行委員の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通じて、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年35回目を迎えます。開催に向けた準備を実行委員一同が鋭意取り組んでいます。皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつり 2023



執行部・事務局



前列左から：小松澤芹菜（阿見町役場・会計）、小柳望（茨城YOSAKOI小柳組・副委員長）、小室秀敏（阿見町商工会・委員長）、飯塚昭人（阿見町商工会・副委員長）、山本祥寛（阿見町役場・幹事）

後列左から：植松洋介（事務局）、本橋大輔（事務局）、佐藤哲朗（事務局）、井手陽平（事務局）

その他：野口真子（事務局）、栗原浩子（事務局）

警備運行部会

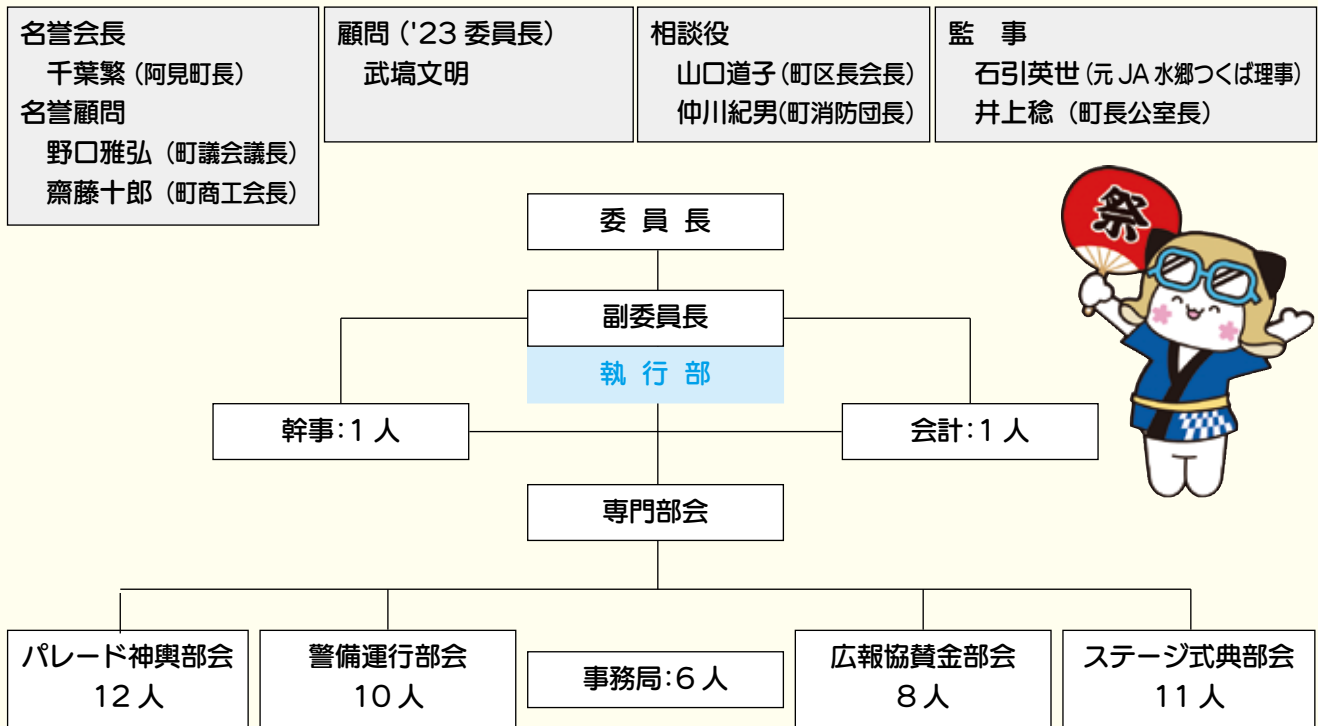


前列左から：柳生高人（阿見町スポーツ協会）、吉田友哉（阿見町役場・副部長）、片尾太紀（陸上自衛隊関東補給処朝日燃料支処・部長）、田中雄（一般応募・副部長）、海老原武尊（阿見町役場）

後列左から：吉田貴洋（阿見ロータリークラブ）、廣田寛治（阿見町スポーツ協会）、大好拓海（陸上自衛隊武器学校）、大槻佳祐（株サキ関東甲信越）、浅黄慶悟（陸上自衛隊武器学校）

まい・あみ・まつり実行委員会組織図

【まい・あみ・まつり 2024（第35回）】



令和 6 年 4 月 17 日現在



パレード神輿部会

前列左から：早坂悠（よさこい雅）、福井優紗（阿見ライオンズクラブ・会計）、高田真幸（錦織姫（県立医療大学））、長南佳之（青宿むつみ会・副部長）、関島治（青宿むつみ会）
後列左から：山崎綾太（東睦）、岡田治美（天翔如人）、清水直美（桜睦会）、湯原勝己（阿見神輿連合）、大久保幸男（阿見神輿連合）
その他：若松登（三頭獅子神輿会・部長）、菊池映子（曙獅子連）

広報協賛金部会



前列左から：小林幹治（（一財）霞ヶ浦成人病研究事業団）、雨貝佳典（阿見町商工会・部長）、入江政之（阿見町商工会・副部長）、小野徳久（JA 水郷つくば）
後列左から：照沼純一（阿見町役場・会計）、江原美保子（阿見町商工会）、久保谷知江子（阿見町商工会）
その他：佐藤文夫（阿見町区長会）

ステージ式典部会



前列左から：内田敏江（「ホアロハ」フラダンス同好会）、片岡奈津子（阿見町社会福祉協議会・部長）、橋本圭吾（阿見町金融団・副部長）、戸村美知枝（「ホアロハ」フラダンス同好会）
後列左から：戸板久実（東京医科大学茨城医療センター）、青山莉菜（東京医科大学茨城医療センター）、佐々木翔平（D-Life ダンススクール）、藤田秀一（阿見町役場・会計）
その他：岡野朋幸（阿見町金融団・副部長）、宮永ゆかり（東京医科大学茨城医療センター）、竹中ライオン（STUDIO HIT）



阿見町の子ども食堂

「子ども食堂」は、子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくりを目的として、子どもやその同伴する保護者等に対して無料または低額で食事の提供等を行う社会活動のことです。生活困窮以外の人も参加していただけます。町では以下の8団体が活動しています。



ホープあみ

開催日時 毎月第1土曜日
午前11時30分～午後0時30分
場 所 本郷ふれあいセンター（阿見町本郷一丁目11-1）
参 加 料 無料
対 象 未就学児・小学生・中学生とその保護者
問い合わせ ホープあみ（石井） 090-5790-5508



フレッシュ AMI

開催日時 毎月第3土曜日（夏休み、冬休み、年末等随時開催あり）
午後4時50分～6時10分
場 所 かすみ公民館（阿見町阿見2083-2）
参 加 料 高校生まで無料。大人は協力金をおねがいします
対 象 子ども（高校生まで）と同行者
問い合わせ フレッシュ AMI（亀村） 090-9822-5527



なないろキッチン

開催日時 毎月第4土曜日 午前11時～午後1時（予約制）
場 所 実穀ふれあいセンター（阿見町上長3-28）
参 加 料 無料
対 象 子ども（親も可）、学生、一人暮らし高齢者
問い合わせ なないろキッチン（渡辺）
887-1788、090-8817-4807



クローバー

開催日時 毎月第2日曜日
午後3時30分～4時30分（予約制）
場 所 実穀ふれあいセンター（阿見町上長3-28）
参 加 料 無料
対 象 未就学児～大学生
問い合わせ クローバー（清水） 080-6531-4650



なないろキッチン 中郷東

開催日時 毎月第3土曜日 午前11時～午後2時
場 所 中郷東公会堂（阿見町中郷二丁目14-1）
参 加 料 無料
対 象 町内住民誰でも可
問い合わせ なないろキッチン 中郷東（宗田） 080-2912-4523



どんぐり食堂

開催日時 毎月第4金曜日
午後6時～7時
場 所 中央公民館（6月まで）、本郷ふれあいセンター（7月以降）
参 加 料 無料
対 象 未就学児から高校生、一人または二人暮らしの調理が困難な高齢者
問い合わせ どんぐり食堂（山口） 090-7835-9886



上郷子ども食堂会

開催日時 毎月第3土曜日
午前11時～午後2時
場 所 上郷公会堂（阿見町阿見5151-1）
参 加 料 無料
対 象 子ども（未就学児、小学生、中学生）、大人（保護者）
問い合わせ 上郷子ども食堂会（狩野） 090-1260-6878



カフェ・レインボー こども食堂

開催日時 毎月第2土曜日
午後6時～午後7時
場 所 優愛食堂テラス（中央5-19-20）
参 加 料 高校生まで無料。大人は協力金をおねがいします
対 象 子どもとその親、おひとりさま、年配者
問い合わせ カフェ・レインボー（難波） 090-1556-0101

そのほか、障害のある人やご家族のために活動している、地域の団体をご紹介します。

阿見朗読の会

阿見朗読の会では音訳ボランティア活動をしています。音訳とは... 活字で書かれている書籍、広報紙などの内容を“音声にして伝える”ことです。「広報あみ」「しゃきょうだより」「議会だより」を録音し、CDを作成してお渡しします。
対 象 視覚に障害のある方や、文字より音声のほうが分かりやすい方
問い合わせ 阿見町 社会福祉協議会 887-0084

阿見町障害者福祉協議会

阿見町障害者福祉協議会は、毎年さまざまな行事を行います。会の活動を通して町内に住む障害者や、そのご家族と交流してみませんか？

問い合わせ 町役場 社会福祉課 障害福祉係
888-1111（内線163）

土浦地方家族会

家族会は精神障害者を抱える家族が集まり、他人に分かってもらいにくい悩みや体験を、安心して話すことができる場所です。精神医療や福祉制度の情報、体験に基づいた知恵が集まります。

問い合わせ 土浦地方家族会事務局担当（渡辺）
070-2835-0775

スペシャルオリンピックス日本・茨城

スペシャルオリンピックスは知的障害のある人たちに、さまざまなスポーツトレーニングとその成果発表の場となる競技会を提供している国際的なスポーツ組織です。茨城地区では馬術と卓球（阿見）、陸上競技（美浦）、フロアホッケー（つくばみらい）の練習を定期的に行っています。ボランティアスタッフも募集中です。

問い合わせ スペシャルオリンピックス事務局担当（今野）
090-5538-2516

難病カフェ アミーゴ

「アミーゴ」は、難病や障害を持つ方が気軽に足を運べて楽しい時間を過ごせる交流会を開催しています。また、「就労」や「防災」をテーマにした活動や、季節感のあるイベントも企画しています。

問い合わせ（メール）▷



かけはしねっと

「かけはしねっと」は、医療的ケアを必要とする子どもの親の会です。県内を中心に家族同士そして各関係機関の支援者とのつながり作り、情報発信、地域啓発等を行っています。子どもたちを中心としたかけはしの輪が広がり、医療的ケアを必要とする子どもたち家族が今よりもっと安心して健やかに地域の中で生活していくことができるような社会を目指し活動しています。

ホームページ▷



ひだまりくらぶ

「ひだまりくらぶ」は障がいをお持ちのお子さんや発達のお子さんやご家族をつなぎ、楽しい活動を通してともに成長を支え合う育児サークルです。保育士や作業療法士による交流会では悩み相談や情報交換も行っています。どのお子さんも安心して利用できるよう、事前予約制です。ぜひ、遊びに来て下さいね！

ホームページ▷



6月5日は「環境の日」です

環境保全・補助金制度のご案内

生活環境課 ☎ 888-1111 (内線 173)

スズメバチ駆除費補助金

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します（アシナガバチやミツバチ等、スズメバチ以外の蜂は対象にはなりません）。

▼対象者：次の全ての要件を満たす人が対象です

1. スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人
2. 阿見町税条例に規定する町税の滞納がないこと

▼補助金：スズメバチの巣の駆除処理 1 件につき、駆除処理に要した費用の 2 分の 1 の額（100 円未満は切捨て）で、上限が 15,000 円まで（予算がなくなり次第終了）。

▼申請方法：スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から 1 か月以内に、必要書類①～④を持参のうえ、生活環境課窓口にて手続きをしてください

▼必要書類

- ①補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）
- ②巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- ③巣の駆除前および駆除後の写真 ※巣の位置により撤去が困難な場合は予め生活環境課にご相談ください
- ④申請者の口座番号がわかるもの

子ども会リサイクル環境教育事業

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

助成内容：

- ▼回収した資源物に対して 1 キログラムあたり 5 円を乗じた額を補助金として交付（10 円未満切捨て）▼年度内に 3 回の活動分まで

令和 5 年度子ども会による資源物の回収実績 (kg)						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	雑誌	合計
23,320	165	12,420	1,617	985	6,290	44,797

リサイクルにご協力いただき、ありがとうございます！



▲子ども会リサイクル活動の様子



飼い犬は適正に飼育しましょう！

- ・散歩中に「ふん」をしたときは、必ず持ち帰りましょう
- ・放し飼いはしないでください。散歩のときも必ずリード（引き綱）をつけましょう

＼住みたいまちってどんなまち？／

町民討議会を開催しました！

町民活動課 ☎ 888-1111（内線 722）

町では、まちづくりのさまざまなテーマに興味を持った人々が集まって話し合う町民討議会を年2回開催しています。令和5年度の第1回は投票率、第2回は市制について、ボランティアスタッフがサポートしながら話し合いを行いました。

■町民討議会の目的

- ▼たくさんの町民が討議会に参加し、その経験を地域でも活かしてもらう。
- ▼町民討議会を通して町民が地域のことを考えるきっかけとしていく。
- ▼地域リーダーの育成に繋げていく。

■町民討議会の進め方

- ▼無作為で抽出された2,000人の町民に町から案内を送付し、興味のある人にお申し込みいただきます。
- ▼5人～6人くらいの班に分かれ、話し合いをします。
- ▼当日は「STEP1」→「STEP2・3」→「発表」の順に進めます。
- ▼自由に意見を出せるように、討議会のルールは「実現性は考えなくて良い」「人の意見を否定しない」「1人だけで語らない」の3つです。

令和5年度第2回の町民討議会の様子

テーマ：『どんな「市」になる？阿見町』

STEP 1

「阿見町の良いところ」と「阿見町の改善したいところ」について、あらかじめ付せんに書いてきていただき、1人ずつ模造紙に貼っていきます。

ひと通り貼り終わったら付せんの分類を行います。



アイデアは
質より量！



▲たくさんの意見が出るように話し合いを進めます。

STEP 2・3

STEP1で出た意見を踏まえて、STEP2では「誇りや愛着を感じてもらえる市になるために必要なこと」についてアイデアを付せんに書き出していき、説明しながら模造紙に貼っていきます。その後、シール投票を行い、STEP3でまとめとして班の提案を模造紙に記入します。出されたアイデアは最後に班ごとに発表します。



▲模造紙の例。活発に意見が出されました。



▲2月3日に開催した町民討議会では29人が参加しました。（他、ボランティアスタッフ7人が参加）

※町民討議会で挙げられた意見は町のホームページに掲載しています。

個人町・県民税及び森林環境税について

令和 6 年度から森林環境税（国税）が導入されます

令和 6 年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

全国の市区町村において、個人町・県民税均等割と併せて年額 1,000 円／1 人が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

		令和 5 年度まで	令和 6 年度以降
国税	森林環境税	-	1,000 円
町・ 県民税	県民税均等割	2,500 円（うち 500 円は復興特別税、 1,000 円は森林湖沼環境税）	2,000 円 （うち 1,000 円は森林湖沼環境税）
	町民税均等割	3,500 円（うち 500 円は復興特別税）	3,000 円
計		6,000 円	6,000 円

個人町・県民税の均等割額については、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間、臨時的に年額 1,000 円（市 500 円、県 500 円）が加算されてきました。令和 6 年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに森林環境税（年額 1,000 円）が導入されます

森林環境税が非課税となる基準

森林環境税は、所得が一定基準以下の人は課税されません。阿見町で森林環境税が非課税となる基準は、個人町・県民税の均等割額が非課税になる基準と同じです

個人町・県民税の均等割も所得割も森林環境税もかからない人

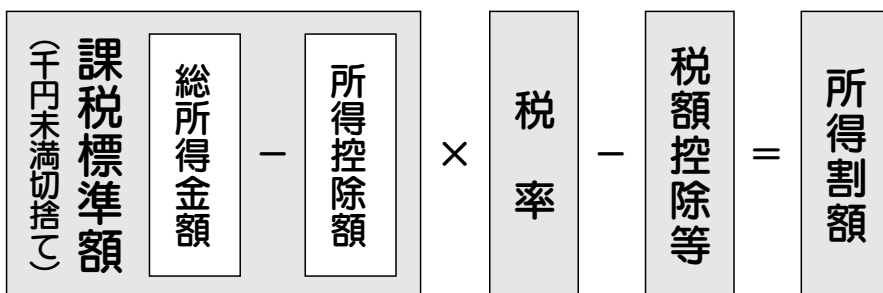
- ①生活保護法により生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が 135 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）
- ③前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 - ▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：
 $28 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者および扶養親族の数}) + 26 \text{ 万} 8 \text{ 千円}$
 - ▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合：38 万円

個人町・県民税の所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

- ▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合： $35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者および扶養親族の数}) + 42 \text{ 万円}$
- ▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合：45 万円
- ▼所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

税額計算の流れ



左記で求めた所得割額に均等割額及び森林環境税を加算した額が年税額となる

所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内 容
医療費控除	前年中に納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、その支払った医療費が一定額を超えるときに受けることができる
社会保険料控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を納めた場合に、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
障害者控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他扶養親族が障害者にあてはまる場合に一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦控除	納税者が寡婦の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
ひとり親控除	納税者がひとり親の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	納税者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下である場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる（自己の所得金額が1,000万円を超える場合は対象外）
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、納税者の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合に、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	納税者の合計所得金額が2,500万円以下の場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる

税額控除の主な種類

所得控除の区分	内 容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に2,000円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

税務課 ☎888-111（内線151・152・156）



個人町・県民税(住民税)の 定額減税について

【令和6年度 課税にて適用】

定額減税について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を軽減するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

定額減税対象者

令和6年度の個人町・県民税(住民税)に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当する納税者は対象外となります)

※ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- ・個人町・県民税(住民税)が非課税
- ・個人町・県民税(住民税)均等割のみの課税の方

※合計所得金額とは、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等に係る所得等)などの「総合所得」を合計した金額(純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額)のことをいいます。

土地・建物等の譲渡所得などの分離所得も含まれます。

土地・建物等の譲渡所得など、分離課税の所得については特別控除適用前の所得金額で計算します。

源泉分離課税の対象となる退職所得は含まれません。

上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

定額減税(特別控除額)

納税者本人の特別控除の額は、下記の金額の合計額です。ただし、その合計額が個人町・県民税(住民税)額の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。

1. 納税者本人・・・1万円
 2. 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者は除く)・・・1人につき1万円の特別控除を適用します。ただし、その控除額の合計が所得を超過する場合には、所得割の額を限度とします。
- ※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者につきましては、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除します。

所得税の定額減税(対象者1名につき3万円)につきましては、国税庁のホームページ(外部サイト)をご覧ください。

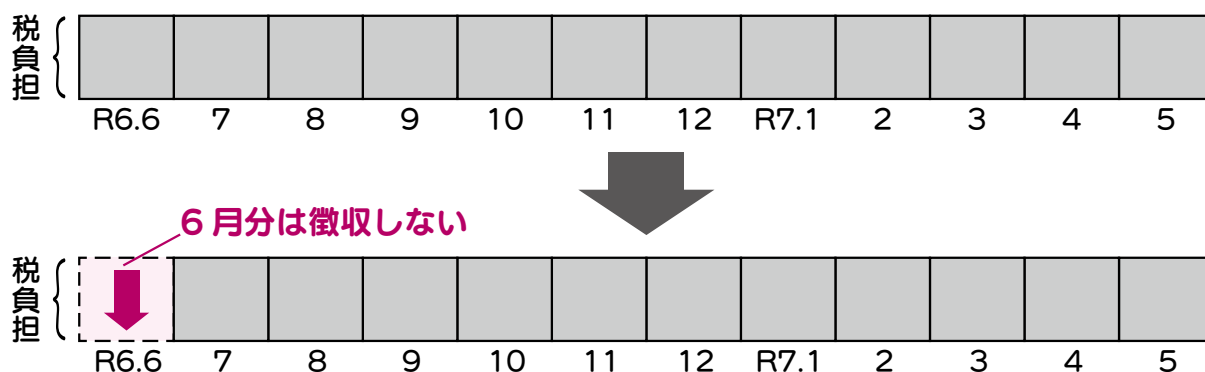
国税庁ホームページ▶



特別控除の実施方法

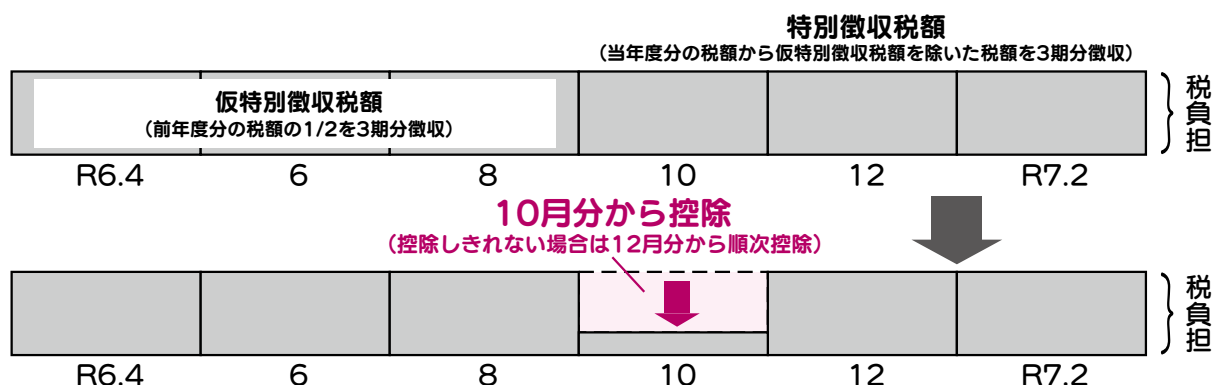
(1) 給与から個人町・県民税（住民税）が差し引かれる方（特別徴収）

令和6年6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。



(2) 公的年金から個人住民税が差し引かれる方（年金特別徴収）

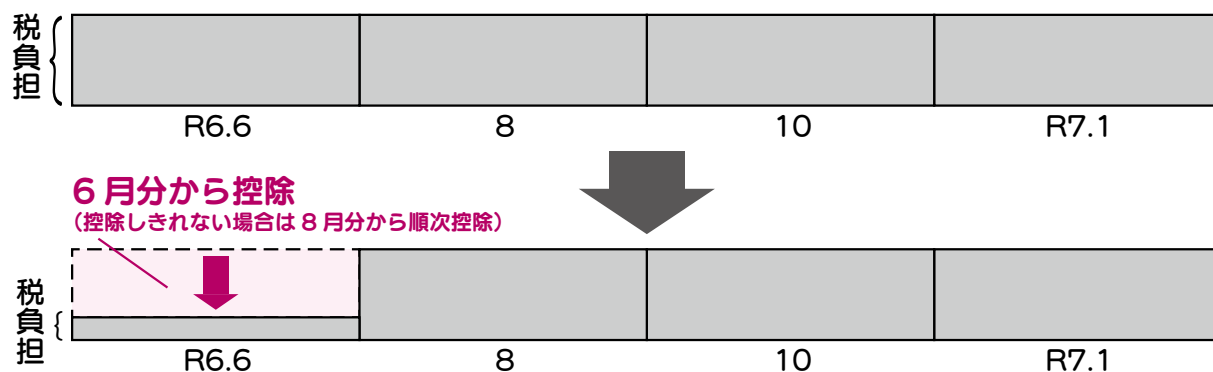
令和6年10月支払分の年金より年金天引きされる税額から、特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については12月支払分以降の税額から順次控除を行います。



(注) 令和6年度から新たに年金特別徴収が開始される場合は、第1期分（令和6年6月分）および第2期分（令和6年8月分）は普通徴収の方法による減税を実施し、減税しきれない場合は、令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次減税します。

(3) 普通徴収（納付書や口座振替等）の場合

第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については第2期以降の税額から順次控除を行います。



注意事項 ・ 定額減税の特別控除は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。
・ 納税者本人が均等割のみの課税の場合は、定額減税の対象にはなりません。

税務課 ☎888-111 (内線151・152・156)

令和
5年度

情報公開制度・個人情報保護制度の 運用状況

情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求できる人

どなたでも請求できます。

▼請求の方法

請求は、情報公開コーナー（役場 2 階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます。

▼公開請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から 14 日以内（30 日を限度として延長する場合があります。）に決定し、書面でお知らせします。

▼公開方法

お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。

令和 5 年度の運用状況

昨年度は、36 件の公開請求がありました（次表参照）。

公開請求の決定状況	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
件数	18	16	0	2	36

実施機関	町 長				教育委員会
	総務部	町民生活部	保健福祉部	産業建設部	
件数	2	3	4	7	20
主な内容	賦課徴収関係記録	住居表示台帳図関係書類	保険契約関係書類	公共交通機関関係書類・配水管布設関係書類・契約関係書類	学校教育関係会議録

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を閲覧したり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求したりすることができる仕組みです。

▼請求できる人

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。

▼請求の方法

請求は、情報公開コーナー（役場 2 階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその代理人であることの確認のため、身分証明書や諸書類の提示が必要です。

▼開示請求に対する決定

情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法

お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または代理人であることの確認のため、身分証明書や諸書類の提示が必要です。

▼訂正・利用停止の請求

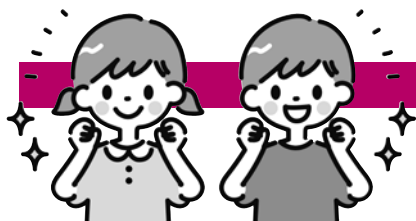
請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報が法律に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を求めることができます。

令和 5 年度の運用状況

昨年度は、4 件の開示請求がありました（次表参照）。そのほか、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

公開請求の決定状況	公開	一部公開	非公開	不存在	情報提供	合計
件数	2	2	0	0	0	4

実施機関	町 長	
	保健福祉部	教育委員会
件数	3	1
主な内容	介護認定審査関係書類	学校教育関係書類



6 月は現況の確認時期です

児童手当について

子ども家庭課 ☎ 888-1111（内線 119）

児童手当制度について

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

なお、**令和6年10月分（12月支給分）より、児童手当制度が改正される予定です。**

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降（予定）
支給対象	15歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前）	18歳到達以後の最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代まで）
手当月額	・3歳未満 一律 15,000 円 ・3歳以上小学校修了前 10,000 円（第3子以降 15,000 円） ・中学生 一律 10,000 円 ・特例給付 一律 5,000 円	・3歳未満 15,000 円 （第3子以降 30,000 円） ・3歳以上高校生年代 10,000 円 （第3子以降 30,000 円）
多子計算の範囲 （第3子以降）	高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子まで対象	大学生年代（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子まで対象 ※親等の経済的負担がある場合のみ
所得制限	・「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」以内の場合、特例給付 ・「所得上限限度額」を超えている場合、支給なし	所得制限なし ※引き続き、生計の中心者（主に所得の高い方）が受給者となる
支給時期	年3回（6月・10月・2月） ※各前月までの4ヵ月分を支給	年6回（各偶数月） ※各前月までの2ヵ月分を支給

※阿見町では、支給月の10日に支給します（土・日・祝日にかかる場合はその前日）

▼制度改正により、新たに児童手当の支給を受けるための手続き

令和6年10月分以降の児童手当制度の改正に伴い、新たに児童手当を受給される方は、認定請求書等の提出が必要となります。役場で把握している対象の世帯には、準備が出来次第、郵送にてご案内いたします（令和6年秋頃を予定）。

▼その他、新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください（場合により、例外あり）。

児童手当制度について

児童手当制度の改正により、令和4年度現況届から受給者および配偶者の所得や児童の養育状況などの現況を町の公簿等で確認することで、**現況届の提出が原則不要となりました。**ただし、受給者と児童が別居している場合や施設等受給者など、引き続き現況届の提出が必要な場合もありますのでご了承ください。

提出対象者には、6月中旬に『児童手当・特例給付 現況届』を送付しますので、同封の案内を確認のうえ下記へ提出してください。『児童手当・特例給付 現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降（10月期以降）の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限 6月28日（金）※土・日を除く

▼提出先 役場 1 階子ども家庭課

▼提出書類

- ・『児童手当・特例給付 現況届』
- ・令和6年1月2日以降に阿見町へ転入した場合：令和6年1月1日現在の住所地をご記入ください
- ・児童と別居している場合：『児童手当・特例給付 別居監護申立書』※対象者には封入して送付します。封入されていなかった場合は子ども家庭課窓口でご請求ください。

ご存じですか？医療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (内線 134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入していて、下記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。
本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。
また、生活保護を受けている人も対象外です。※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含まれます

対象となる人

●小児

- ▼0歳～18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで

●重度心身障害者

- ▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
 - ▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人
 - ▼療育手帳OA・Aの交付を受けている人
 - ▼療育手帳Bおよび身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人
 - ▼特別児童扶養手当1級の支給対象の人
 - ▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している人
 - ▼精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
 - ▼療育手帳B(知能指数50以下の判定)および身体障害者手帳4級の両方の交付を受けている人(※令和6年4月から)
 - ▼精神障害者保健福祉手帳2級および身体障害者手帳3級または4級の両方の交付を受けている人(※令和6年4月から)
 - ▼精神障害者保健福祉手帳2級および療育手帳Bの両方の交付を受けている人(※令和6年4月から)
- ※65歳以上75歳未満の人は、原則として後期高齢者医療制度への加入が要件となります

●母子(父子)家庭

- ▼配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)

●妊産婦

- ▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

マル福の申請

国保年金課窓口へ下記のものを持参し申請してください。該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

- 持参するもの：▼本人確認書類(運転免許証等) ▼健康保険証 ▼印鑑 ▼18歳までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの ▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書・精神障害者保健福祉手帳等 ▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの ▼転入等により、町で所得の確認ができない人は住民税課税証明書等(源泉徴収票不可)

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なります

県内の病院にかかる場合

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口で提示してください。

●窓口での自己負担

- ▼外来の場合：医療機関ごとに1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません
- ▼入院の場合：1日300円、月3,000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります
- ▼重度心身障害者のマル福に該当する人の自己負担金はありません

●町からの助成

18歳までの人は、医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が600円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてください。

※妊産婦の人は医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なります

いろいろな届出

下記の場合、国保年金課窓口へ届出が必要になります。

- ▼住所や氏名が変わったとき
- ▼健康保険証が変わったとき
- ▼身体障害者手帳・療育手帳・障害年金・精神障害者保健福祉手帳の等級や判定に変更があったとき
- ▼交通事故等の第三者行為で病院にかかるとき

◎ 小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています

歯を見せて 笑える今を 未来にも

日本歯科医師会、令和6年度標語



6月4日～10日は歯と口の健康習慣です

歯と口腔の健康は、食べ物をかむ、飲み込む、おいしく味わう、会話を楽しむなど、生活の質に大きく関わっています。そのため、生涯にわたって、むし歯と歯周病を予防し、歯を残すことと共に口腔機能を維持することが必要です。

虫歯と歯周病を予防しましょう

「むし歯」とは一口の中にいるむし歯菌が、食べ物や飲み物に含まれる糖分から酸を作り出し、その酸によって歯が溶けた状態のことをいいます。

「歯周病」とは一歯こう（細菌の塊）の中にある歯周病菌によって、歯を支える歯肉や骨が壊されていく病気で、歯を失う最大の原因です。さらに歯周病は全身に悪影響をおよぼします。中年期以降の方、喫煙者、妊娠中、糖尿病にかかっている方、歯磨きの仕方が悪い方、は歯周病が起こりやすいことが知られています。



糖尿病

歯周病菌が血管に入ると、ホルモンの働きが乱れ、血糖値が下がりにくなります

動脈硬化

歯周病菌が血管に入ると血管壁を傷つけ、動脈硬化につながります。
動脈硬化は、心筋梗塞・脳卒中を引き起こします

肺炎

歯周病菌が誤って気管に入ると、肺炎になることがあります

認知症

噛むことができなくなると、脳の活性化が低下します

栄養状態の悪化

噛むことができなくなると、食べる量が減り、栄養状態が悪くなります。
要介護状態につながることもあります

予防のために、セルフケアと定期的な検診を受けましょう

◎セルフケア

- ・食後の歯みがきは必ず行いましょう。歯ブラシの他にもデンタルフロスや歯間ブラシを活用しましょう。
- ・歯肉の状態をよく観察し、**以下の症状がある時は歯周病の可能性があるので、歯科医療機関で検査を受けましょう。**
(朝起きた時に口の中がねばねばする、歯磨きの時に出血する、硬いものが咬みにくい、口臭が気になる、歯肉が時々腫れる、歯がぐらぐらする、歯肉が下がって歯の間に隙間ができる)
- ・食事の際はよく噛みましょう。よく噛むと唾液がたくさん出ます。唾液は口の中の汚れを洗い流すのに有効です。
- ・間食は時間を決めて、甘味食品や甘味飲料を控えましょう。
- ・喫煙や受動喫煙は歯周病の原因になります。禁煙をしましょう。

◎定期的な検診

- ・かかりつけ歯科医を持ち、**1年に1回は歯科検診を受けましょう。**
- ・妊娠・授乳期には、歯科検診を受け、口腔衛生を保ちましょう。

元気アップ！リいばらきを使って健康づくりに取り組みましょう！

ウォーキングや健診の受診、減塩、禁煙など、アプリ内で県が指定する健康づくりの取組によりポイントが付与されます。ポイントを集めると協賛店の特典や、県産品などが抽選で当たります。楽しみながら健康づくり習慣を始めましょう！



茨城県



茨 ひより
(茨城県公認 Vtuber)

いばらきヘルスケアポイント事業

元気アップ！リいばらき

健康寿命日本一に向けて
県民の皆様の健康づくりを応援します！

健康づくり活動

- ・運動
- ・健康
- ・食生活
- ・コミュニケーション

スマートフォンで記録・集計



ポイント交換

- ・各種県産品
- ・県産品
- ・協賛企業の商品やサービス優待



「元気アップ！リいばらき」をインストール



Android 用



iphone 用

阿見町限定の景品（先着）

- ① 2,000 ポイント貯める
- ② 町や職場の健診、人間ドック等でがん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん検診）を1つ以上受ける



健康づくり課窓口で、アプリ画面で2,000ポイントの確認と、今年のがん検診受診状況が確認できるもの（結果等）を提示して記念品を受け取る



スマホアプリを活用し健康活動に応じてポイントを獲得！
貯まったポイントを使って豪華景品が当たる抽選に応募！

運動情報計測機能

サイクリングやランニングの実施時間を計測できます！

ポイント・チケット履歴確認機能

獲得したポイントやチケットの履歴が月別に確認できます！

いばらき美味しおスタイル指定店店舗検索

生活習慣病の予防につながる美味しく減塩に取り組む飲食店の検索ができます！

健康情報

健康に関する情報を発信しております。YouTubeなど動画でもご紹介しております！

ランキング

全体・年代・地域・企業グループのランキングを表示します！身近な人と歩数の競争ができます！

マイデータ管理

月毎に歩数・体重・消費カロリー・血圧・サイクリング時間・ランニング時間がグラフ形式で表示されます！



たばこの害は周囲の人にも影響します



たばこに含まれる有害物質を吸うことにより、発がん率の上昇や呼吸器疾患、生活習慣病の発症などのリスクが高まります。

また、「別室で吸う」「換気をする」などの分煙では完全に受動喫煙を防ぐことは難しいです。洋服や家具などに有害物質が付着してしまいます。受動喫煙はたばこを吸っている本人と同様に、せきやたん、気管支喘息などを引き起こします。禁煙を目指しましょう。

5月31日から6月6日は「禁煙週間」です

阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業

4月1日より、妊産婦健診や陣痛が起きた際に、医療機関へタクシーで通院する費用を助成する「阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業」が始まりました。



▽妊産婦健診の受診

▽陣痛時の通院

▽妊娠・出産に係る入退院

以上の目的で自宅から医療機関へ往復する際のタクシーの運賃を助成します

タクシー利用1回につき5,000円を上限に助成を行います。

1回の妊娠につき30,000円が上限金額となります。

※事業の対象者、利用方法などの詳細は町ホームページ（下記二次元コード）をご覧ください



町ホームページは
こちらからご確認
いただけます

お問い合わせ：健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎ 888-2940

熱中症予防 について

いつでも、どこでも、だれでも、条件次第で熱中症にかかる危険性がありますが、熱中症は正しい予防方法を知り、普段から気を付けることで防ぐことができます。初夏や梅雨明けなど、体が暑さに慣れていないのに気温が急上昇するときは特に危険です。無理せずに徐々に体を慣らすようにしましょう。

熱中症の症状とは

以下のような症状がでたら熱中症にかかっている危険性があります

- ▽めまいや体のほてり
- ▽体のだるさや吐き気
- ▽体温が高い
- ▽筋肉痛や筋肉のけいれん
- ▽水分補給ができない
- ▽呼びかけに反応しない
- ▽まっすぐ歩けない

熱中症が疑われるときは

- ▽涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、濡れたタオルなどで体を冷やしてください。
- ▽水分・塩分・糖분을補給してください。（熱中症対策には通常の水分補給に加えて塩分補給が重要です。経口補水液は汗の塩分濃度と同等の塩分を含むため、水分のみならず、塩分を効果的に補給することができます。）
- ▽意識がないときは、すぐに救急車を呼んでください。

熱中症の予防と対策

○暑さに負けない体づくりをしましょう

- ▽喉が渇いていなくてもこまめに水分をとりましょう
- ▽塩分をほどよくとりましょう（ただしかりつけ医から水分や塩分の制限をされている場合はよく相談してください）
- ▽バランスの良い食事や十分な睡眠をとり、丈夫な体をつくりましょう

○日々の生活の中で、暑さに対する工夫をしましょう

- ▽気温と湿度をこまめにチェックしましょう
- ▽室内を涼しく保ちましょう
- ▽衣服の調整をしましょう
- ▽日差しをよけましょう
- ▽冷却グッズを身につけましょう

経口補水液がない場合は500mlの水に食塩1.5g（親指と人差し指、中指の3本で一つまみ）、砂糖20g（ペットボトルのキャップすりきり3杯）を溶かす。

阿見町の給与・定員管理等について

1 人件費と職員給与費等（令和4年度普通会計決算）

(1) 人件費の状況

歳出額 (A)	18,451,718 千円
人件費 (B)	2,856,851 千円
人件費率 (B/A)	15.5%

※人件費には特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

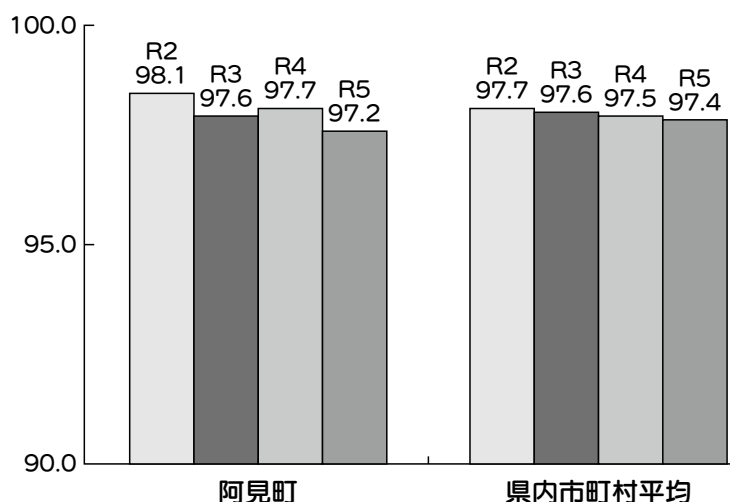


(2) 職員給与費の状況

職員数 (A)		312 人
給与費	給料	1,064,166 千円
	職員手当	195,394 千円
	期末・勤勉手当	409,551 千円
	計 (B)	1,669,111 千円
一人あたり給与費 (B/A)		5,350 千円

- ※1 職員手当には退職手当を含みません。
 ※2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員は含んでいません。
 ※3 給与費については、会計年度任用職員は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使う統計上の指数です。国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100とした場合に、地方公務員の一般行政職の給料水準を表しています。

職員構成を学歴別、経験年数別で区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出します。地方公共団体の職員の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の各区分の職員数を乗じて得た総額（仮定給料総額）を国の実俸給総額で除して得る、加重平均により算出されます。ラスパイレス指数が変動している主な要因としては、採用・退職・経験年数階層の変動等により職員構成が変動したことが挙げられます。

2 一般行政職の平均給与月額、初任給等の状況（令和5年4月1日現在）

(1) 平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
阿見町	40.5 歳	293,915 円	359,726 円	311,695 円
茨城県	41.9 歳	321,109 円	406,140 円	363,632 円
国	42.4 歳	322,487 円	-	404,015 円

(2) 職員の初任給の状況

区分	大卒	高卒
阿見町	185,200 円	154,600 円
茨城県	191,700 円	158,900 円
国	185,200 円	154,600 円

- ※1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における基本給の平均です。
 ※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
 ※3 一般行政職は、国の区分に準じて税務職、看護・保健職、福祉職、技能労務職などを除いた職員です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合計
基準となる職務	主事	主事	主任	係長	課長補佐	課長	部長	
職員数	49 人	27 人	74 人	39 人	24 人	34 人	6 人	253 人
構成比	19.4%	10.7%	29.2%	15.4%	9.5%	13.4%	2.4%	100.0%

4 職員の手当の状況（令和5年4月1日現在）

(1) 期末手当・勤勉手当

区 分	期末手当	勤勉手当	合計
阿見町	2.40 月分	2.00 月分	4.40 月分
茨城県	2.40 月分	2.00 月分	4.40 月分
国	2.40 月分	2.00 月分	4.40 月分

※職務上の段階や職務の級などにより加算の措置があります



(2) 退職手当

区 分	自己都合	定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分

(3) その他の手当

手 当 名	内容および支給単価
地域手当	該当なし
特殊勤務手当	該当なし
扶養手当	▽配偶者＝6,500 円 ▽子＝10,000 円（16～22 歳＝5,000 円加算） ▽父母など＝6,500 円
住居手当	借家＝最高限度額 28,000 円
通勤手当	▽公共交通機関利用者＝最高限度額 55,000 円 ▽自動車など利用者＝通勤距離に応じ最高限度額 31,600 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当
町 長	722,000 円	3.30 月分
副町長	585,000 円	3.30 月分
議 長	369,000 円	3.30 月分
副議長	330,000 円	3.30 月分
議 員	313,000 円	3.30 月分

※町長給料 15%削減、副町長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています。



6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門別			年度	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 4 年	令和 5 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0		
		総務	88	96	8	総合計画策定、戸籍・マイナンバー業務の強化等に伴う増	
		税務	23	23	0		
		民生	86	88	2	社会福祉、障害福祉業務の強化に伴う増	
		衛生	29	28	△ 1	新型コロナワクチン対策室縮小に伴う減	
		農林水産	10	10	0		
		商工	7	7	0		
		土木	28	30	2	インターチェンジ周辺開発事業推進に伴う増	
		計	274	285	11	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 57.97 人	
	教育分門		38	44	6	政策公約事業推進、文化財保護事業の強化等に伴う増	
	小計		312	329	17	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 66.92 人	
公営企業等会計部門	水道		3	3	0		
	下水道		8	9	1	下水道公会計体制の強化に伴う増	
	その他		17	17	0		
	小計		28	29	1		
合計			340 〔406〕	358 〔453〕	18	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 72.82 人	

※1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 職員数の推移

部門別	年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政		244	248	254	262	274	285	41	14.4%
教育		33	35	35	36	38	44	11	25.0%
消防		—	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計		277	283	289	298	312	329	52	15.8%
公営企業等 会計計		26	26	28	29	28	29	3	10.3%
総合計		303	309	317	327	340	358	55	15.4%

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

職員の給与状況は町ホームページでも公開しています

総務省の指導のもと、各自治体ホームページで給与・定員などの公表が行われ、**阿見町でも公式ホームページで、指定の様式により公表しています。**二次元コードから、またはトップページから、「町政情報」→「施策・計画」→「人事・行政」→「阿見町の給与・定員管理等の公表」をご覧ください。



浄化槽・汲み取りをお使いの方で下水道へ切り替える場合 工事費の一部に対して補助金が交付されます！

現在、浄化槽や汲み取りをお使いになられている方で、新たに「公共下水道」または「農業集落排水」に切り替えを行う場合、宅地内の接続工事費の一部に最大 35 万円の補助金が交付されます。

また、令和 5 年度から「住宅リフォーム（増改築等）」や「建て替え」に伴い、浄化槽や汲み取りから下水道へ切り替える場合につきましても補助金の対象となりましたので、この機会にぜひ公共下水道や農業集落排水に接続をお願いします。

ご不明な点や補助要件、制度内容等につきましては、上下水道課までお問い合わせください。

上下水道課 ☎ 889-5151

▼実施期間：平成 30 年～（終了時期は未定）

▼補助内容：公共下水道または農業集落排水の接続工事に係る宅地内配管工事費

▼補助対象：公共下水道または農業集落排水の供用開始区域に住所を所有し、まだ公共下水道または農業集落排水に接続していない方（新築の方、官公庁、町税や受益者負担金に滞納がある方は対象外となります）

▼補助金額

▽ 65 歳以上または 18 歳未満の方がいる世帯で、町県民税の世帯課税対象所得※が 348 万円以下の場合、補助対象工事の全額で上限 35 万円（拡充分）

▽ それ以外は補助対象工事の半額で上限 4 万円

※町県民税の世帯課税対象所得：所得から社会保険料や基礎控除、扶養控除などを引いた金額（課税対象所得）について、世帯全員分を合算したものです

▼課税対象所得の確認方法

①町・県民税（住民税）が給与からのみ天引きの方：勤務先から 5 ～ 6 月ごろ配付される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「課税標準」に記載された金額になります

②町・県民税（住民税）を年金から天引きされている方または納付書や口座振替で納めている方：町から 6 月ごろ郵送される「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書」の「課税標準額」に記載された金額になります

③上記の書類が見当たらない方：「補助金の事前調査に関する同意書」を町上下水道課にご提出いただければ、町で補助対象かどうかの確認を行い、結果をご連絡します。所得証明書でもご確認いただけます

▼課税対象所得の注意事項

4 ～ 6 月に申請の場合は前年度、7 ～ 翌年 3 月に申請の場合は今年度の町県民税世帯課税対象所得で判断します

▼補助の流れ

補助申請 → 申請の確認 → 決定通知 → 工事 → 実績報告
→ 実績報告の確認 → 確定通知 → 補助金支払

▼補助申請に必要な書類

▽ すべての方に必要なもの

①町公共下水道接続工事費補助金交付申請書または町農業集落排水設備設置工事費補助金交付申請書

②排水設備計画（確認・変更）申請書の写し

③町税の納税証明書

④補助対象工事に係る見積書の写し

⑤補助対象工事前の写真（すでに公共下水道または農業集落排水施設に接続されているものではないことがわかるもの）

⑥建築物が申請者の所有でない場合にあっては、当該建築物の所有者の承諾書

▽ 拡充分を申請する方に必要な書類

⑦申請者および申請者と同じの世帯に属する方の所得証明書または非課税証明書

⑧申請者の属する世帯の住民票

⑨世帯構成員の状況

※③⑦⑧は住民票、納税・課税状況について、町で確認することにご同意いただければ、提出を省略することができます（他市町村在住者除く）

▼実績報告に必要な書類

①阿見町公共下水道接続工事費補助金実績報告書または農業集落排水設備設置工事費補助金実績報告書

②排水設備工事完了届の写し

③補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し（配管延長等の内訳が記載されたもの）

④補助対象工事施工中または完了後の写真（接続したことが分かるもの）

▼注意事項

▽ 申請書等は町ホームページからダウンロードできます▽ 補助申請前に工事を行ってしまうと補助対象になりませんのでご注意ください▽ 補助申請時・実績報告時には敷地に立ち入り、現地確認を行います▽ 予算の範囲内の補助ですので予算がなくなり次第終了になります



予科練平和記念館だより

昭和 20 (1945) 年 6 月 10 日 阿見空襲

昭和 20 (1945) 年 6 月 10 日、土浦海軍航空隊（現在の陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校一帯）を目標とした大規模な空襲がありました。当時、土浦海軍航空隊には甲種第 14 期～ 16 期の予科練習生と予備学生が在隊していました。今回は甲種第 16 期生の空襲体験の手記を要約してご紹介します。（生々しい描写があります。ご注意ください。）

一今日 6 月 10 日（日曜日）は入隊二か月で初めての自由外出である。上陸はクラブ（予科練生が外出時に自由に訪問することのできる民家）そして（土浦）市内見物とそれぞれ今日一日の行程を組み合わせている。あっちこっちで各グループ語り合っている。いかにも楽しそうなひと時である。そのような中で 7 時 40 分突如警戒警報が発令される。

5 分もたたない内に空襲警報である。空襲警報と同時に、いやそれよりも早く霞空（霞ヶ浦海軍航空隊：現在の茨城大学農学部一帯）上空より B 29 の大編隊である。

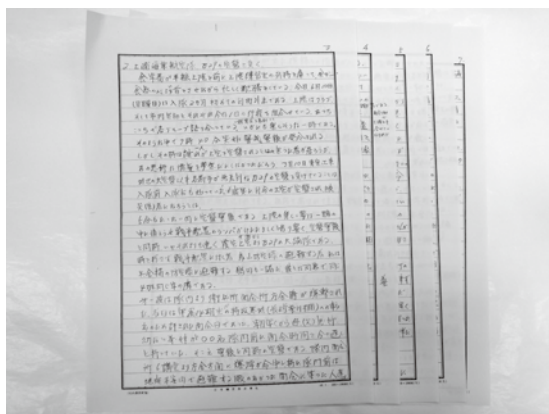
第一波は隊内より衛兵所、面会所、庁舎前が爆撃された。当日は甲種 14 期生が特攻基地（長崎県川棚）への転出のため許された面会日であった。朝早くから父、母、兄、姉、幼い弟妹が今や遅しと待っていた。そこへ警報と同時の空襲である。特に隊内前は地理不案内で避難する暇のなかった面会に集った人達の中から多数の死傷者が出た模様との情報が入る。我が子、我が兄弟の晴れ姿に相まみえるのを楽しみに、乏しい物資の中から故郷の名物、いや我が子の好物を作って今日の面会を楽しみに全国各地より集って来た人々がいの一番に被害に遭うとは何たることか。面会もできずに。他人事とは思えない憤りを感じる。庁舎屋上で配備に付いていた我が第 6 班長も機銃を握って壮烈な戦死を遂げたとか。

講堂方面より火の手が上がる。病室へは次々に負傷者が担ぎ込まれて来る。重傷を負った一練習生の顔がみるみる蒼白になる。誰とはなしに歌う「同期の桜」が病室内に流れ負傷者を激励する。

第 2 波は烏山（土浦市）を直撃した。烏山には甲種第 14 期の特攻要員が主体で避難していた。第 1 波空襲による本隊の模様を見ようと壕より出ていた、そこを直撃されたからたまらない。急ぎ烏山へ伝令として飛び。現地の状況は目を覆わんばかりの惨状である。直撃、爆風で吹き飛んでいる死体、重傷を負って息も絶え絶えに苦しんでいる者、わけもわからないことを叫んでいる者、まったく言語に絶するものであった。

帰路に着く途中惜しさと憎しみとおそろしさのみで何も考えられずに夢中で壕に飛び込んだとたんに第 3 波の空襲だ。今駆け足で通った精進川道路沿いを爆撃された。14 期先輩の英霊が守ってくれたのだ。

全く恐ろしい悪夢のような数時間だった。が、生きている。皆疲れ切った顔。雄飛館（隊内の休養施設）で炊き出しの握り飯にありつく。1 時を過ぎていた。兵舎を焼け出された我々 16 期生は雄飛館に仮泊する。床に毛布を敷いて「ゴロ寝」である。6 月 10 日付をもって 16 期は教育停止、谷田部航空隊（つくば市）、茂原航空隊（千葉県茂原市）に分散派遣されることになった。



空襲体験の手記（当館蔵）

***** 予科練平和記念館からのお知らせ *****

当館ではこれまで、予科練や戦時の資料の寄贈をお受けしておりましたが、受け入れ態勢をとることが難しい状況となりましたため、当面の間受け入れを中止とさせていただきます。態勢が整い次第再開する予定です。

再開のお知らせは当館ホームページや SNS 等でお知らせいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



ホームページ



公式 X (Twitter)



公式 Facebook

町スポーツ協会だより

町スポーツ協会事務局(中央公民館内)
☎888-2526

各種大会の結果 (敬称略)

冬季ソフトバレーボール大会	
期日	2月4日(日)
場所	町民体育館
成績	◇優勝: コロコロボンバーズB ◇準優勝: しらさぎ ◇第3位: 本郷A

2023 年度冬季テニス大会	
期日	2月18日(日)
場所	総合運動公園テニスコート
成績	<一般の部> ◇第3位: 大原武 伊藤由衣子 組 <シニアの部> ◇準優勝: 青山康司 池辺晴美 組

いきいきスポーツ吹矢大会	
期日	2月18日(日)
場所	町民体育館
成績	<Aクラス男子の部> 三段以上 ◇優勝:矢口勝正 ◇準優勝:波多野一美 ◇第3位:鈴木義和
	<Aクラス女子の部> 三段以上 ◇優勝:鈴木琴美 ◇準優勝:飯田由岐子 ◇第3位:稲川あつ子
	<Bクラス混合の部> 二段以下 ◇優勝:泉 徹 ◇準優勝:馬場義人 ◇第3位:野澤利明

第132回県南子ども野球大会	
期日	2月17日(土)、18日(日)
場所	町民球場
成績	◇準優勝: 阿見ヤンキース <個人賞> ◇優秀選手賞: 酒寄大和 (阿見ヤンキース)

町学童野球新人交流会	
期日	2月23日(金)、24日(土)
場所	町民球場他
成績	◇準優勝: 本郷イーグルス ◇第3位: 阿見ヤンキース



まちのできごと

(株)常陽銀行から防犯ブザーの寄贈

4月3日、株式会社常陽銀行から、町立小学校の新1年生へ防犯ブザーが寄贈されました。

株式会社常陽銀行からの防犯ブザーの寄贈は、平成17年度から毎年行われており、今年で20回目を迎えます。

防犯ブザーは、4月9日に行われた入学式において配布され、児童の防犯・安全確保のために活用させていただきます。ありがとうございました。



お知らせ 鹿島アントラーズ フレンドリータウンデイズ「阿見の日」開催！

鹿島アントラーズのフレンドリータウンである阿見町に在住・在勤・在学の皆様を対象に、500組1,000名様をバックスタンド上層イーストゾーンにご招待いたします。ぜひお申し込みください。

対象試合

7月6日(土) 午後6時キックオフ
2024 明治安田J1リーグ 第22節 北海道コンサドーレ札幌戦

対象者

阿見町に在住・在勤・在学の方

席種・定員

イーストゾーン自由席(バックスタンド上層エリア) 500組1,000人(抽選)

申込方法

右記二次元コードを読み取り、専用サイトからお申し込みください。

※お申込みにはJリーグIDが必要です。

申込受付期間

5月30日(木)～6月19日(水) 午後11時59分
招待クーポン配信日: 6月21日(金) 午後6時(予定)

※当選の方のみメールでお知らせいたします。

注意事項

- ・本企画は事前申込・抽選制となります。
- ・お申込み時、JリーグIDのご登録が必要となりますので、あらかじめご取得ください。
- ・JリーグID1につき1回のお申込みとなります。応募フォームに複数回お申込みいただいた場合は2回目以降のお申込みが無効となります。
- ・後日配信される招待チケットクーポンをご利用のうえ、QRチケットを発券してご来場ください。
- ・1回のお申込みで、2名様のご招待となります。お申込みされる方は、応募フォームに記載の必要事項をご入力ください。
- ・招待チケットクーポンの配信をもって、当選発表といたします。落選した方へのご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・キックオフ時刻は変更になる場合があります。また、カシマスタジアム以外の会場へ変更となった場合、お申込みは無効となります。

☎鹿島アントラーズコールセンター

📧support@antlers.co.jp



無料
ご招待



お知らせ 救急車の適正利用をお願いします！

稲敷広域消防本部管内の救急出動件数は年々増加傾向となっております。令和5年中の救急出動件数は16,985件あり、約半数が医師により軽症と診断されています。また、救急出動の重複要請の増加に伴い、管轄外の消防署から救急車が出動することとなり、現場到着までの時間が遅れてきている現状があります。

救急車は大切な命を守る為、24時間いつでも出動できるよう準備していますが、同時に出場できる台数や隊員は限られております。救急車を本当に必要としている住民に対して迅速・的確に出動できるよう「**救急車の適正利用**」にご理解とご協力をお願いいたします。

▽救急車を呼ぶか迷った場合に活用できる電話相談です。

①おとな救急電話相談 # 7119

②こども救急電話相談 # 8000

☎稲敷広域消防本部 救急課

☎ 0297-64-3846



△ホームページ

お知らせ 外国人のための一日無料専門家相談会 IN 土浦

日時 6月30日(日) 午前10時～午後3時 (受付は午後2時30分まで)

場所 土浦市役所本庁舎2階 研修室1・2 (土浦市大和町9-1)

内容 在留資格、労働関係、国際結婚、税金、保険、その他生活全般

相談言語：日本語、英語、中国語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、シンハラ語

※無料・面談方式・秘密厳守・通訳付き

☎(公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター

☎ 029-244-3811

当日の連絡先：070-4002-2547 ※6月30日のみ



お知らせ 行政書士無料相談会

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しております。おひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。

日時 6月16日(日) 午後1時30分～4時30分

※ご相談は1組30分程度

場所 実穀ふれあいセンター2階会議室

相談内容 相続、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

申込方法 平日午前9時～正午

下記に電話で申し込む

☎茨城県行政書士会県南支部 担当：池田

☎ 090-7216-6219

お知らせ こころの健康相談

あなたや家族が抱えている心の悩みについて相談できます。秘密は厳守します。

日時 6月19日(水) 午後1時～2時、
午後2時30分～3時30分

場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

担当 精神保健福祉士・町保健師

申込方法 6月11日(火)までに電話または直接下記に申し込む(予約制)

※匿名での予約、本人・家族以外の人や通院している人の相談は不可

☎健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

お知らせ 航空装備研究所土浦支所における試験実施

下記のとおり試験を行う際に、燃焼音および燃焼煙等が発生する可能性があります。

場所 掛馬1970番地

防衛装備庁航空装備研究所土浦支所/燃焼試験室

試験予定日

6月10日(月)～21日(金)(土・日・祝を除く)

試験回数 3回

燃焼音等 中程度(支所境界)

☎航空装備研究所土浦支所 試験室 ☎ 887-1168

お知らせ 霞ヶ浦高等学校チアダンス部 第17回発表会

期日 6月16日(日)

時間 開場：午後1時 開演：1時30分

場所 大昭ホール龍ヶ崎

入場料 無料

内容 全15作品、さまざまなジャンルのダンスを発表します。皆さまのご来場をお待ちしています。

☎霞ヶ浦高等学校 担当：山下・橋本 ☎ 887-0013

〈広告欄〉

キッチンリフォーム
398,000円 (税別)
【本体価格+基本工事費】
437,800円+327,800円(税込)

TOTO

mitte

nello design

完全無料のお見積りのご依頼、ご相談はこちら/
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

居酒屋 娛衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日
阿見町岡崎1-12-7

電話 **887-1147**
FAX **887-0970**

募 まい・あみ・まつり 2024 出演者 (ステージ式典部会)

▽マイアミフェス

- ①マイアミフェスⅠ
②マイアミフェスⅡ・Ⅲ

内容

- ①中学生以下のキッズによるステージパフォーマンス
②高校生以上によるステージパフォーマンス
※1組5分以内、進行上バンド等の準備時間を要するものは不可

対象 町内に教室、スタジオ、事務所を有する団体。
個人の場合は、町内に在住している人

参加料 1人500円 ※未就学児を除く

▽相撲企画

内容 二所ノ関部屋の力士たちが来場。二所ノ関部屋の魅力が盛りだくさんの交流ステージを行います。

対象 町内在住の小学生以下のお子様

申込方法 電話または直接下記に申し込む（土・日を除く午前9時～午後4時）

申込期限 6月14日（金）

その他（共通）

- ・申込多数の場合は抽選となります。
- ・参加賞あり
- ・出演者用駐車場のご用意はございません。一般駐車場、シャトルバスをご利用ください。
- ・企画は検討、調整中の為、変更または中止となる場合があります。

問 まい・あみ・まつり実行委員会事務局

阿見町役場3階 ☎888-1111（内線303）

募 阿見町地域包括支援センター 運営協議会等の委員

「阿見町地域包括支援センター運営協議会」は、町地域包括支援センターの公正・中立性を確保するために運営状況の確認などを行うための機関です。この協議会の委員は、地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する審議を行う「阿見町地域密着型サービス運営委員会」の委員も兼務していただいています。

このたび、次のとおり一般公募の委員を募集します。

募集人数

- ①介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）1人
②介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の人）1人

応募資格 町内に在住する満40歳以上（令和6年4月1日現在）の人で、年2回程度の平日に開催する会議に出席できる人。なお、公務員および介護保険に関係する職場に勤務する人は除きます。

任期 2年（令和8年3月末まで）

報酬 町規定に基づき、会議出席ごとに報酬・交通費をお支払いします。

応募方法 応募申込書を下記申込先まで請求または町ホームページ（右記二次元コード）からダウンロードし、郵送もしくはメールで提出してください。



応募期限 6月14日（金）必着

※選考結果は、6月下旬頃に応募者全員へ通知します。
※提出された書類は返却しません。

問 阿見町役場 高齢福祉課

〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号

☎888-1111（144・141）

✉koreifukushika-ofc@town.ami.lg.jp

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり 住まいのことなら 美都住建へ ～自分らしい生活～ ～健康・快適住宅～ 【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅 ～ 介護住宅改修 ～ ○介護保険を上手に使う ○手荷付け、バリアフリー ～ 抗酸化工法の家 ～ ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家 ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索 建築業知事免許（般-04）第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 （株）美都住建 TEL.029-842-7196 【阿見店】阿見町中央1-5-32	リフォーム・不動産の事なら 住まいのことなら LIXILリフォームショップ 茨城県知事免許（6）第5548号 有限会社 美都住建 <住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など <不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理 【本店】牛久市南4丁目45-45 TEL.029-874-2118 【阿見店】阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200
---	---

介護用品・福祉用具のレンタル、販売 高齢者向け住宅改修工事請負 株式会社 樹里 介護事業部 〒300-0333 阿見町若栗1766-3 TEL:887-3421 FAX:887-3422 介護保険指定事業者番号 0873800502 当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。	一般家庭用家具から オーダー家具まで 家具の店 樹里 TEL:887-3421 FAX:887-3422
---	--

募 町民健康ウォーキング 参加者

期日 7月21日(日) ※雨天中止
時間 午前8時15分 中央公民館出発(午後3時30分帰着予定)
場所 都立水元公園(東京都葛飾区内・約5km)
対象 町内在住の18歳以上の人
募集人数 先着35人
参加料 無料
申込期間 6月29日(土)・30日(日)
(受付:午前9時30分~午後5時)
申込方法 各公民館・ふれあいセンター・交流センターへ設置の申込用紙が町ホームページから印刷して必要事項を記入の上、生涯学習課スポーツ振興係(中央公民館内)へ直接持参
その他 バスの座席は申し込み順に大型バス(前列→最後尾)となります。
問 生涯学習課スポーツ振興係(中央公民館内)
☎ 888-2526

募 慰霊巡拝 参加者

政府では、さきの大戦で亡くなられた人の慰霊巡拝を実施しています。
参加対象者は、戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪で、県内在住の健康状態が良好な人です。
詳細は下記までお問い合わせください。
問 茨城県福祉部長寿福祉課
☎ 029-301-3337
☎ 029-301-3349



△ホームページ

募 「語ろう!自分の大切にしていること」講座 参加者

もしもの時にあなたが望む医療やケアを受けるには、元氣なときから、あなたが大切にしていることを身近な人と共有しておくことが重要です。この講座で、あなたの大切にしていること、身近な人について考えてみませんか。
講座のテーマ 在宅医療・介護連携推進事業「語ろう!自分の大切にしていること」
内容 カードゲームを通して、参加者同士でテーマについて語り合う
講師 亀田医療大学看護学科 教授 長江 弘子 先生
日時 ①7月6日(土) ②7月27日(土) いずれも午後1時~4時30分
場所 君原公民館
対象 阿見町在住で、開催日の両日参加できる人
参加料 無料
募集人数 30人(応募者多数の場合、抽選)
その他 本講座は茨城県立医療大学、亀田医療大学との連携事業として開催します。なお、本事業は文部科学省科学研究費補助金を受けて実施します。
申込方法 右記二次元コードまたは①氏名②生年月日③住所④電話⑤参加動機をご記入の上、はがきまたは封書を下記へ郵送する
申込期限 6月17日(月)
問 阿見町役場 高齢福祉課
〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号
☎ 888-1111 (平日の午前8時30分~午後5時15分)



おわびと訂正

広報あみ5月号通常版(4月26日発行)に掲載した、19ページ「原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車」税額表について、下記の誤りがありました。お詫びして訂正します。
●種別「二輪の軽自動車」
▼誤:税額 3,60円 ▼正:税額 3,600円
問 税務課 ☎ 888-1111 (152)

〈広告欄〉

家族だけのシンプルなお葬式



←詳しくはスマホで
◆資料請求特典あり◆

＊シンプルセレモニー 運営会社:セレモニー博島(株)
相談センター:阿見町中郷3-1-8
病院お迎え 365日24時間対応 ☎029-846-3130

ご存知ですか? 相続した家や土地の登記が義務化されます!

2024年4月から

特に理由なく違反していると10万円以下の過料に課せられる場合も...

相続した不動産でお悩みの方
ご相談ください

売却 買取 管理

査定無料!お気軽にお問い合わせください

ISSEI 一誠商事 阿見支店 TEL:029-840-2510 茨城県葛飾郡阿見町中郷2-23-3 営業時間9時~18時/水曜定休

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
阿見中学校 郵便局 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
JA コンビニ TEL 029-804-0382 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.qaz.ne.jp (平日午前9:00~午後6:00)
あみ司法書士事務所 (神林ビル2階) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

広報あみに広告を掲載しませんか?

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(372)



定例相談

人権・行政相談

日時 6月6日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談：社会福祉課☎888-1111
行政相談：総務課☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園)☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	実穀ふれあいセンター ☎886-5225
霞クリーンセンター ☎889-0091	吉原交流センター ☎889-0277
上下水道課 ☎889-5151	図書館 ☎887-6331
町民活動センター ☎888-2051	予科練平和記念館 ☎891-3344
町男女共同参画センター ☎896-3181	総合運動公園 ☎889-2788
福祉センターまほろば ☎887-3969	教育相談センター ☎888-1225
消費生活センター ☎888-1871	阿見消防署 ☎887-0119
学校教育課 ☎888-0220	火災情報案内 ☎0297-64-0119
中央公民館 ☎888-2526	町民ダイヤル ☎887-6600
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 ☎871-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

6月・7月の納税

6月

町・県民税(第1期)

納期限 7月1日(月)

7月

固定資産税(第2期)
国民健康保険税(第1期)
後期高齢者医療保険料(第1期)
介護保険料(第1期)

納期限 7月31日(水)

救急車出動状況：4月

阿見消防署管内調べ

(前月比)

出場件数 210件(－2)	急病 144件(+10)
	交通事故 12件(－6)
	一般負傷 29件(±0)
	その他 25件(－6)

救急車の適正な利用を
お願いします